

政令第三百二十五号

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

政令第三百二十六号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令  
内閣は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二十一」を「第一条の二十二」に、「第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四）」を「第三章の五 重要情報の公表（第十四条の十五）」に、「第十四条の十四」を「第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四）」に、「第十四条の十五」を「第三章の五 重要情報の公表（第十四条の十五）」に、「第四章の四 金融商品取引業協会（第十八条の四の九）第十八条の四の十」を「第四章の五 投資者保護基金（第十八条の五）第十八条の五」を「第四章の六 高速取引行為者（第十八条の四の九）第十八条の四の十」に改める。

「第四章の四 金融商品取引業協会（第十八条の四の九）第十八条の四の十」を「第四章の五 投資者保護基金（第十八条の五）第十八条の五」に改める。

「第一章の七の三第七号二中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改める。

「第一章の十九第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨を同法第四条第一項に規定する投資信託約款に定められたものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）の

設定（追加設定を含む。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等（第一条の十第一号に規定する上場有価証券等をいい、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）との交換に係る受益証券又は金銭等（金銭又は上場有価証券等をいう。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）の授受

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 野田 聖子  
財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 齋藤 勝信  
農林水産大臣 加藤 健  
経済産業大臣 世耕 弘成  
国土交通大臣臨時代理 弘成  
国務大臣 齋藤 健

第一章中第一条の二十一の次に次の一号を加える。  
（高速取引行為となる行為）  
第一条の二十二 法第二十四条第四十一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行うことを内容とした金銭その他の財産の運用（その指図を含む）を行うこと（同号に掲げるものを除く。）  
二 法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行う者を相手方として店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法により、当該者に同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為を行うこと。  
第二章の十二中「含む」の下に「第十四条の十七第十号」を加える。  
第二章の十二の三第一号から第三号までの規定中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同条第四号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同号口中「この条及び第三十三条の四の五第二項第二号において」を削り、同条第五号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同条第六号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同号口中「発行者が法第二十四条第一項」を「発行者が同項」に改め、同条第七号から第十号までの規定中「全ての要件」を「要件の全て」に改める。  
第三章の四の次に次の一章を加える。  
第三章の五 重要情報の公表  
（上場会社等の有価証券から除くもの）  
第十四条の十五 法第二十七条の三十六第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。  
一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの。  
二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるもの以外のもの。  
イ その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十四条の十七第六号において同じ。）  
ロ その資産の総額のうち占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの。  
ハ イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人  
（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）  
第十四条の十六 法第二十七条の三十六第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。  
一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。次号において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）に該当するもの。  
二 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を有する有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの。  
三 外国の者の発行する証券若しくは証券のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（前条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（第三号に掲げるもの、指定外国金融商品取引所に上場されているもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第三号に掲げるもの、指定外国金融商品取引所に上場されているもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は当該外国投資証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券若しくは証書又は外国投資証券に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

第十四条の十七 法第二十七条の三十六第一項ただし書に規定する当該上場会社等の法第二項第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第十四条の十五各号に掲げるものを除く。）、これらの有価証券に係るオプションを表示する同項第九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 当該上場会社等の法第二項第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第十四条の十五各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。）

二 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証書のうち法第二項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（第十四条の十五第一号に掲げるものを除く。次号及び第四号において同じ。）の性質を有するもの又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券（第十四条の十五第二号に掲げるものを除く。次号及び第四号において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証書のうち法第二項第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証書のうち法第二項第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する同項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 法第二項第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の前各号に掲げる有価証券（以下この条において「対象有価証券」という。）のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二項第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二項第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）に係るもの

六 法第二項第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の対象有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

七 法第二項第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の対象有価証券に係るオプションを表示するもの

八 法第二項第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の対象有価証券に係る権利を表示するもの

九 有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の対象有価証券を受託有価証券とするもの

十 当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の対象有価証券の発行会社に対し、対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。

十一 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

第十五条の三第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券又は金銭等の授受

第十五条の十第一項中「第二十九条の四第四項第二号」を「第二十九条の四第五項第二号」に改め、同項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「場合には」を「ときは」に改める。

第十五条の二十第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券又は金銭等の授受

第十六条の四の次に次の一号を加える。

（高速取引行為者に含まれる金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者）

第十六条の四の二 法第三十八条第八号（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 登録申請書に法第二十九条の二第一項第七号イに掲げる事項を記載して法第二十九条の登録を受けた者又は当該事項を記載して法第三十一条第一項の規定による届出をした者（当該登録又は届出に係る当該事項について変更があった旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

二 登録申請書又は変更登録申請書に法第二十九条の二第一項第七号ロに掲げる事項を記載して法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けた者（変更登録申請書に当該登録又は変更登録に係る当該事項について変更をしようとする旨を記載して同項の変更登録を受けた者を除く。）

三 登録申請書に法第三十三条の三第一項第六号イに掲げる事項を記載して法第三十三条の二の登録を受けた者又は当該事項を記載して法第三十三条の六第一項の規定による届出をした者（当該登録又は届出に係る当該事項について変更があった旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

四 許可申請書に法第六十条の二第一項第四号イに掲げる事項を記載して法第六十条第一項の許可を受けた者又は当該事項を記載して法第六十条の五第一項の規定による届出をした者（当該許可又は届出に係る当該事項について変更があった旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

第十六条の六第一項第一号ハ中（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）を削る。

第十六条の八第二号中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

第十七条の十の三の表第六十条の五第一項の項中「第六号及び第九号」を「第四号、第七号及び第十号」に改める。  
 第十七条の十六の表第三十三條の三第一項第六号の項中「第三十三條の三第一項第六号」を「第三十三條の三第一項第七号」に改め、同表第五十條の二第六項の項中「すべて」を「全て」に改める。

第四章の五を第四章の六とする。  
 第四章の四中第十八條の四の十一を第十八條の四の十六とし、第十八條の四の十を第十八條の四の十五とし、第十八條の四の九を第十八條の四の十四とする。  
 第四章の四を第四章の五とし、第四章の三の次に次の一章を加える。

第四章の四 高速取引行為者

(高速取引行為者の最低純財産額)

第十八條の四の九 法第六十六條の五十三第五号口に規定する政令で定める金額は、千万円とする。  
 2 申請者が外国法人である場合において、法第六十六條の五十三第五号口の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第六十六條の五十の登録の申請の時ににおける外国為替相場によるものとする。

(高速取引行為者の最低純財産額)

第十八條の四の十 法第六十六條の五十三第七号に規定する政令で定める金額は、零とする。

(外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例)

第十八條の四の十一 法第六十六條の六十八の規定により読み替えて適用する法第六十六條の五十九に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引行為者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十八條の四の十二 高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六條の六十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六條の六十第三号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行ったとき、又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類
第六十六條の六十一第一項第三号	法人を代表する	法人の
第六十六條の六十一第一項第四号	により解散した	を受けたとき、又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始した
第六十六條の六十一第一項第五号	清算人	破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者
第六十六條の六十一第一項第五号	清算人	清算人又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において清算人に相当する者

(高速取引行為者に関する読替え)  
 第十八條の四の十三 法第六十六條の六十九に規定する法第六十六條の五十の登録又は高速取引行為者について、法の規定を準用する場合における法第六十六條の六十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七條第一項	登録申請者又は金融商品取引業者	登録申請者
第五十七條第二項	当該登録申請者又は当該金融商品取引業者	当該登録申請者
第五十七條第三項	第三十條の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一條、第五十一條の二、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條の二、第五十三條、第五十四條又は前条	又は第六十六條の六十二、第六十六條の六十三第一項若しくは第二項若しくは第六十六條の六十四

第十九條の三の三第二号中「第六十條の二第一項第六号」を「第六十條の二第一項第七号」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「並びに第四十四條第十三項及び第十四項」を「第四十三條の四第三項、第四十三條の六第一項及び第二項並びに第四十四條第十四項及び第十五項」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「すべての要件」を「要件の全て」に改める。  
 第二十七條第一号中「特定資産(資産流動化法第二條第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。)」を「資産」に、「当該特定資産」を「当該資産」に改め、「特定社債券を除く。」を削る。  
 第二十七條の四第一号中「(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項に規定する投資信託をいう。第三十二條の二第二号及び第三十三條の二第一号において同じ。)」及び「(同法第二條第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三十二條の二第二号及び第三十三條の二第一号において同じ。)」を削る。  
 第三十八條第二項中「規定は」の下に、「法第六十條第二項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分)に限り、法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。」を、「準用する法」の下に「第三十五條の三(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り。)」を、「第八号」の下に「及び第九号」を、「ものに限り。」の下に「並びに法第三百三十三條第一項、第五百五十七條から第五百五十九條まで、第六百六十二條及び第六百六十三條から第六百七十一條までの規定並びに法第六百六十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第六百六十二條の二の規定に基づく内閣府令」を加え、同条第三項中「第八号」を「第九号」に改め、「第三十九條」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加え、同条第四項中「第六十六條の十四の二並びに第六十六條の十五」を「及び第六十六條の十四の二並びに法第六十六條の十五」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「次に」を「第一号から第三号までに」に改め、「係る業務」の下に「並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五條の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる

行為に関する同項の措置に係る業務」を加え、同項第一号中「限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。」に、「から第三十九条まで」を「法第六十条の十三において準用する場合を含む。」、第三十八条の二、第三十九条」に改め、同項第二号中「第三十条の二第一項」の下に「又は第六十条第二項」を加え、同項に次の一号を加える。

四 法第六十六条の五十五（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで又は第六百六十八条から第六百七十一条までの規定に違反する行為  
第三十八条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法第九十四条の七第二項第三号の三に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の五十五（法第二号第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、法第二号第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条から第六百七十一条までの規定とする。  
第三十八條の二第一項中「並びに第二十七條の三十五」を、「第二十七條の三十五並びに第二十七條の三十七」に改め、同条第二項中「第六十六條の四十五第一項」の下に、「第六十六條の六十七」を加える。  
第三十九條第一項中「この條、第四十一條の二及び第四十四條の三第一項において」を削る。  
第四十一條の二の次に次の一條を加える。

（重要情報の公表に関する権限の財務局長等への委任）  
第四十一條の三 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額又は出資の総額をいう。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいづれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。  
一 法第二十七條の三十七第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八條の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに法第二十七條の三十七第二項の規定による報告の求め（第三十八條の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

二 法第二十七條の三十八第一項の規定による指示及び同条第二項の規定による命令  
2 前項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び適正な重要情報の公表に特に資すると認められる場合における権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。  
第四十二條第一項第六号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第二十九條の四第三項」を「第二十九條の四第四項」に改め、「をいう」の下に「次条第四項」を加え、「法第五十六條の二第一項に規定する持株会社」を「持株会社（法第二十九條の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）」に、「同条第三項」を「法第五十六條の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第五項中「第四十四條第三項」を「同条第三項」に改める。

第四十二條の二第四項中「法第五十六條の二第一項に規定する」を「金融商品取引業者を子会社とする」に改める。  
第四十三條第一項第六号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「法第五十六條の二第一項に規定する」を削り、「同条第三項」を「法第五十六條の二第三項」に改める。

第四十三條の二の二第二項第六号中「同条第五項」を「同条第七項」に改める。  
第四十三條の二の二の次に次の一條を加える。  
（高速取引行為者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條の二の三 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は高速取引行為者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。  
一 法第六十六条の五十一第一項の規定による登録申請書の受理  
二 法第六十六条の五十二第一項及び第六十六条の五十四第二項の規定による登録  
三 法第六十六条の五十二第二項の規定による高速取引行為者登録簿の縦覧  
四 法第六十六条の五十三の規定による登録の拒否  
五 法第六十六条の六十六の規定による登録の抹消  
六 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七條第一項の規定による審問  
七 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七條第三項の規定による通知（法第六十六条の五十の登録に係るものに限る。）  
八 法第六十七條第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第六号に規定する審問に係るもの

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する高速取引行為者に係るものを除く。）は、高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該高速取引行為者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。  
一 法第六十六条の五十四第一項及び第三項、第六十六条の六十並びに第六十六条の六十一第一項の規定による届出の受理  
二 法第六十六条の五十九の規定による書類の受理  
三 法第六十六条の六十二、第六十六条の六十三第一項から第三項まで及び第六十六条の六十四の規定による処分  
四 法第六十六条の六十五の規定による公告  
五 法第六十六条の六十七の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第三号の三の規定及び第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）  
六 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七條第二項の規定による聴聞  
七 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七條第三項の規定による通知（法第六十六条の五十の登録に係るものを除く。）  
八 法第六十七條第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第六号に規定する審問に係るもの

3 前項第五号に掲げる権限で高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（一）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

九 第十八條の四の十一ただし書の規定による承認  
九 第十八條の四の十一ただし書の規定による承認  
九 第十八條の四の十一ただし書の規定による承認

4 第二項の金融庁長官の指定する高速取引行為者に係る同項第五号に掲げる権限で当該高速取引行為者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地(当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む)が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該高速取引行為者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

第四十三条の第四第三項中「第四十四条第十三項」を「第四十四条第十四項」に改める。

第四十四条第一項中「金融商品仲介業者」の下に、「高速取引行為者」を加え、同項第二号中「第六十六条の二十二」の下に、「第六十六条の六十七」を加え、同条第二項中「金融商品仲介支店等」の下に、「高速取引支店等」を加え、同条第四項中「又はこれら」を若しくはこれらに改め、「代理」の下に「又は高速取引行為」を加え、「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者」に、「又は金融商品仲介支店等」を「金融商品仲介支店等又は高速取引支店等」に改め、同条第五項中「及び特例業務届出者」を「特例業務届出者及び高速取引行為者」に改め、「金融商品仲介支店等」の下に、「高速取引支店等」を加え、「又は特例業務届出者」を「特例業務届出者又は高速取引行為者」に、「又は特例業務届出者」を「特例業務届出者若しくは高速取引行為者」に改め、同条第七項中「(同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。)」を削り、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十二項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第二項及び第四項に規定する「高速取引支店等」とは、高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む)をいう。

第四十四条の第三第三項中「の規定による権限及び法第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五及び第二十七条の三十七」に改める。

(商品先物取引法施行令の一部改正)

第二条 商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。  
 第十一条第二号及び第三号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同条第四号中「第六十条の二第一項第六号」を「第六十条の二第一項第七号」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同条第五号中「すべての要件」を「要件の全て」に改める。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表第三十八条第八号の項及び第七十二条第一項の表第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第八号の項中「第三十八条第八号」を「第三十八条第九号」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正)

第四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)の一部を次のように改正する。  
 第二百一十一条第一項の表第三十八条第八号の項中「第三十八条第八号」を「第三十八条第九号」に改める。

第三百三十三条中、「第三十九条」を「(第七号及び第八号を除く)」、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項」に改める。

(不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部改正)

第五条 不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成二十一年政令第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

(金融庁組織令の一部改正)

第六条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「コ」を「エ」に改め、同項第四十一号中「第二章の五」を「第二章の六」に改める。

第四条第二号中「第六十六条の四十五第一項」の下に、「第六十六条の六十七」を加え、同条第三号ト中「次条第一項第一号ナ」を「次条第一項第一号ラ」に改める。

第五条第一項第一号中フをコとし、ナからケまでをラからフまでとし、同号ネ中「第二十三条第一項第一号ト」を「第二十三条第一項第一号チ」に改め、同号ネを同号ナとし、同号ツを同号ネとし、同号ソの次に次のように加える。

ツ 高速取引行為者

第五条第二項中「ナ、ラ及びキからケまで」を「ラ、ム及びノからフまで」に、「ソまで、ネ及びウ」を「ツまで、ナ及びヒ」に、「同項第一号ツ」を「同項第一号ネ」に改める。

第十三条第一項第一号及び第二号中「第二章の五」を「第二章の六」に改め、同項第三号中「並びに第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項」に改める。

第二十三条第一項第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 高速取引行為者

第二十三条第二項中「ホまで及びト」を「ヘまで及びチ」に、「同項第一号ヘ」を「同項第一号ト」に改める。

(金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正)

第七条 金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令

本則中「第四条第一項第三号ク」を「第四条第一項第三号ヤ」に改める。

附則

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三